

山口県介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている通所系サービス事業所(※1)、短期入所系サービス事業所(※2)、介護施設等(※3)及び訪問系サービス事業所(※4)が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行うことを目的とする。

※1 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る。)

※2 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに限る。)並びに認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。)

※3 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

※4 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに限る。)並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所

注 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含む。

(以下、※1、2及び4を総称して「介護サービス事業所」という。)

(対象となる介護サービス事業所・介護施設等)

第2条 この事業の対象となる介護サービス事業所・介護施設等(以下、「対象事業所等」という。)は、次のとおりとする。

(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

県内(下関市を除く。)に所在する事業所・施設(福祉用具貸与事業所を除く)で、令和2年1月15日以降に、

- ① 山口県から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
- ② 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。)

- ③ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等
- ④ ①～③以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所

(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業

県内（下関市を除く。）に所在する事業所・施設で、令和2年1月15日以降に、

- ① (1)の①又は②の介護サービス事業所・介護施設等
- ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

の利用者の必要な介護サービスを確保する観点から、当該事業所・施設等の利用者の積極的な受け入れや、職員が不足した場合に応援職員の派遣を行った連携先の介護サービス事業所・介護施設等

(対象経費等)

第3条 この事業の対象となる経費（以下、「対象経費」という。）は次のとおりとする。ただし、介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは対象としないものとする。

(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

第2条(1)の対象事業所等が、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費（※1）とする。

※1 (例)

- 介護サービス事業所・介護施設等のサービス継続に必要な費用
 - ア 事業所・施設等の消毒・清掃費用
 - イ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用
 - ウ 事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
 - エ 連携先事業所・施設等への利用者の引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用
 - オ 送迎を少人数で実施する場合に追加で必要となる車の購入又はリース費用等
- 通所系サービス事業所が人数制限して行うサービス実施に係る費用
 - カ 通所しない利用者宅を訪問して安否確認等を行うために必要な車や自転車の購入又はリース費用等

- キ ICTを活用し、通所しない利用者に対して安否確認等を行うための利用者用タブレットのリース費用等（通信費用は除く。）
- 通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所が事業所外の代替の場所にて行うサービス実施に係る費用
 - ク サービス提供場所の賃料、物品の使用料等
 - ケ 職員の交通費、利用者の送迎に係る費用
- 通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）を除く。）による訪問サービス実施に係る費用
 - コ 訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当
 - サ 訪問介護事業所に所属する訪問介護員による同行指導への謝金
 - シ 訪問サービス実施に必要な車や自転車の購入又はリース費用等
 - ス 訪問サービスの実施に伴う損害賠償保険の加入費用
 - セ マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用

(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業

第2条(2)の対象事業所等が、緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費（※2）とする。

※2（例）

- 利用者受入に係る連絡調整費用、職員確保費用
 - ア 追加で必要な人員確保のための職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
 - イ 利用者引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用
- 職員の応援派遣に係る費用
 - ウ 職員を応援派遣するための諸経費（職業紹介料、（割増）賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等）

（補助金の額等）

第4条 1 事業所・施設に対し、介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業と介護サービス事業所等との連携支援事業の両方を補助することができる。

2 1 事業所・施設当たり別表の基準額を1回まで補助することができる。

3 特別な事情により別表の基準額を超える必要がある対象事業所等については、個別協議を実施し、県が特に必要と認める場合に限り、基準額を上乗せすることができる。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和2年7月21日から施行し、令和2年4月30日から適用する。

別表

基準額(単位:千円、1事業所又は1定員当たり)

助成対象 事業所・施設等の種別(※1)			(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業				(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業		
			事業所数	定員数	事業所	定員	事業所	定員	
通所系	1	通常規模型	537	/事業所	537	/事業所	537	/事業所	
	2	通所介護事業所	大規模型(I)	684	/事業所	684	/事業所	684	/事業所
	3		大規模型(II)	889	/事業所	889	/事業所	889	/事業所
	4		地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	231	/事業所	231	/事業所	231	/事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所	226	/事業所	226	/事業所	226	/事業所	
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564	/事業所	564	/事業所	564	/事業所
	7		大規模型(I)	710	/事業所	710	/事業所	710	/事業所
	8		大規模型(II)	1,133	/事業所	1,133	/事業所	1,133	/事業所
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	27	/定員	-	-	-	13	/定員
訪問系	10	訪問介護事業所	320	/事業所	-	-	-	160	/事業所
	11	訪問入浴介護事業所	339	/事業所	-	-	-	169	/事業所
	12	訪問看護事業所	311	/事業所	-	-	-	156	/事業所
	13	訪問リハビリテーション事業所	137	/事業所	-	-	-	68	/事業所
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508	/事業所	-	-	-	254	/事業所
	15	夜間対応型訪問介護事業所	204	/事業所	-	-	-	102	/事業所
	16	居宅介護支援事業所	148	/事業所	-	-	-	74	/事業所
	17	福祉用具貸与事業所	-	-	-	-	-	282	/事業所
	18	居宅療養管理指導事業所	33	/事業所	-	-	-	16	/事業所
多機能型	19	小規模多機能型居宅介護事業所	475	/事業所	-	-	-	237	/事業所
	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所	638	/事業所	-	-	-	319	/事業所
入所施設・居住系	21	介護老人福祉施設	38	/定員	-	-	-	19	/定員
	22	地域密着型介護老人福祉施設	40	/定員	-	-	-	20	/定員
	23	介護老人保健施設	38	/定員	-	-	-	19	/定員
	24	介護医療院	48	/定員	-	-	-	24	/定員
	25	介護療養型医療施設	43	/定員	-	-	-	21	/定員
	26	認知症対応型共同生活介護事業所	36	/定員	-	-	-	18	/定員
	27	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)	37	/定員	-	-	-	19	/定員
	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)	35	/定員	-	-	-	18	/定員

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているのもであり、休業中のものを含む。また、

- 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。

介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。

- 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。

※2 (1)④及び「通所系サービス事業所の職員により利用者の居宅への訪問によるサービス提供を行った事業所」は、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡)別紙1の2に基づきサービス提供している事業所を指す。

※3 「自主的に休業」とは、各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(通所系サービス事業所が※3の訪問によるサービスのみを提供する場合を含む)が連続3日以上の場合を指す。